

再生可能エネルギー発電促進賦課金の概要

1. 再生可能エネルギー発電促進賦課金とは

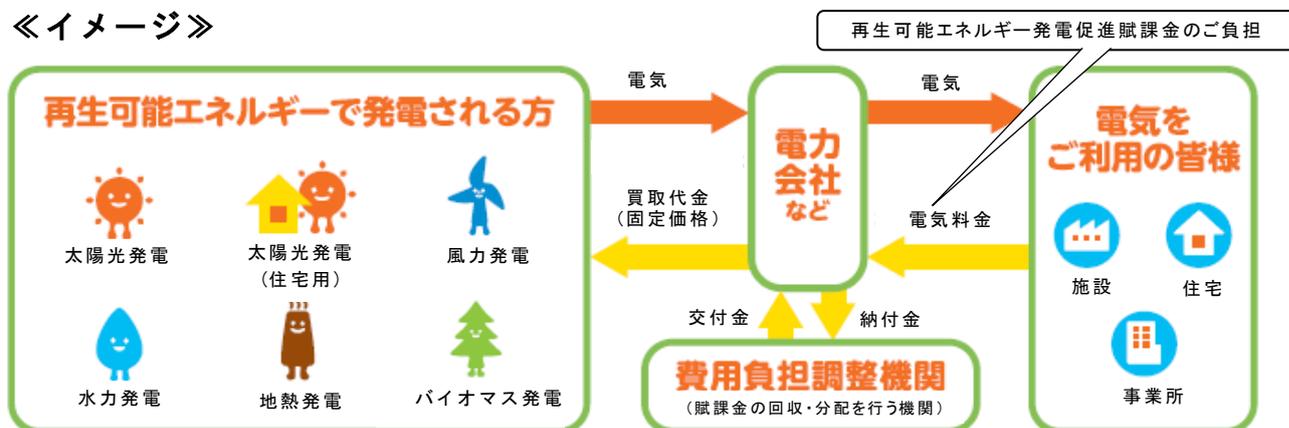
再生可能エネルギー発電促進賦課金は、国が定めた「再生可能エネルギーの固定価格買取制度」^(注1)に基づき、再生可能エネルギーにより発電された電気の買取費用を電気料金の一部としてご負担いただくものです。

同制度は、電気事業者に対し、再生可能エネルギーにより発電された電気を一定の期間、固定価格で買い取ることを義務付ける一方、エネルギー自給率の向上や地球温暖化対策など、制度の実施によるメリットが広く及ぶことや、買い取られた再生可能エネルギーが電気の一部として供給されること等から、買取費用を「電気を使用される全てのお客さま」からご使用量に応じてご負担いただく仕組みとなっています。

なお、再生可能エネルギー発電促進賦課金は、「全国の買取費用」を「全国の電気を使用される全ての方々」からご使用量に応じて公平にご負担いただくという前提のもと、毎年、翌年度に適用される「全国一律の単価」を国が定めます。

また、「全国一律の単価」とするための調整として、お客さまからご負担いただいた再生可能エネルギー発電促進賦課金は、国が指定する「費用負担調整機関」が納付金として電気事業者から回収し、買取に要した費用は交付金^(注2)として同機関から電気事業者に交付されることとなっています。

《イメージ》



(注1) 平成23年8月に成立した「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」に基づき国が定めた制度であり、平成24年7月1日より実施されます。太陽光、風力、中小規模の水力、地熱、バイオマスについて、発電される電気の全てが電気事業者（一般電気事業者、特定規模電気事業者、特定電気事業者）による買取の対象となります。ただし、10kW未満の太陽光発電については余剰電力の買取となります。

(注2) 回避可能費用（再生可能エネルギーにより発電された電気の買取によって支出を免れる燃料費等）が控除されます。

(参考) 買取対象となる再生可能エネルギー電源別の調達区分・調達価格・調達期間

(単位: 円/ kWh)

電 源	調 達 区 分	価 格 (※)	期 間
太 陽 光	10 kW以上	42.00	20年
	10 kW未満	42.00	10年
風 力	20 kW以上	23.10	20年
	20 kW未満	57.75	20年
地 熱	1.5万kW以上	27.30	15年
	1.5万kW未満	42.00	15年
中 小 水 力	1,000 kW以上、3万 kW未満	25.20	20年
	200 kW以上、1,000 kW未満	30.45	
	200 kW未満	35.70	
バ イ オ マ ス	メタン発酵ガス	40.95	20年
	未利用木材	33.60	
	一般木材	25.20	
	廃棄物系(木質以外)	17.85	
	リサイクル木材	13.65	

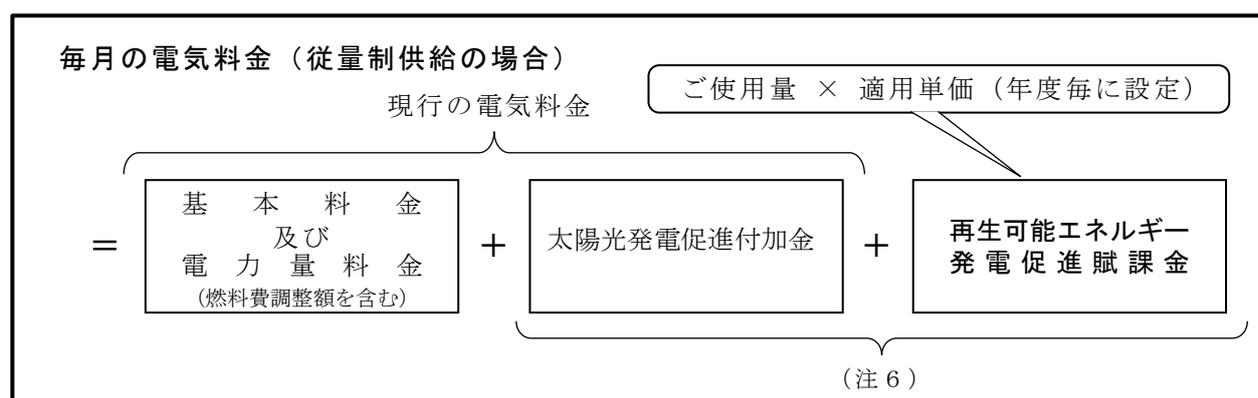
※価格は消費税等相当額を含む。

2. 再生可能エネルギー発電促進賦課金の適用開始時期

平成24年8月分の電気料金から適用となります。

3. 再生可能エネルギー発電促進賦課金のご負担について

再生可能エネルギー発電促進賦課金は、毎月の電気料金において、規制部門^(注3)ならびに自由化部門^(注4)における全てのお客さまから、電気のご使用量に応じてご負担いただきます^(注5)。



(注3) 住宅、商店、事務所、小規模工場等で、低圧で受電されているお客さま

(注4) 事務所ビル、商業施設、工場等で、高圧または特別高圧で受電されているお客さま

(注5) 定額制供給のご契約につきましても、従量制供給に準じてご負担いただきます。

(注6) 太陽光発電の余剰電力買取制度による太陽光発電促進付加金のご負担が終了する平成27年3月頃までの間は、再生可能エネルギー発電促進賦課金と太陽光発電促進付加金の双方をご負担いただくこととなります。

4. 平成24年度の再生可能エネルギー発電促進賦課金単価

再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、「全国買取費用」を「全国の電気を使用される全ての方々」からご使用量に応じて公平にご負担いただくという前提のもと、毎年、翌年度に適用される全国一律の単価を国が定め、告示することとされています。

経済産業省告示による平成24年度の再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、従量制供給においては、次のとおりとなっております。

平成24年度の再生可能エネルギー発電促進賦課金単価 (消費税等相当額を含む)	22銭/kWh
---	---------

5. 再生可能エネルギー発電促進賦課金の減免措置

「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」および関係法令等の定めるところにより、以下の減免措置が講じられます。

(1) 電気のご使用量が極めて多いお客さまに対する減免措置

減免に係わる国の認定^(注7)を受け、当社にお申し出いただいた場合は、再生可能エネルギー発電促進賦課金の8割が減免となります。

(注7) 売上高千円あたりの電気のご使用量が基準値(製造業の場合は平均の8倍、非製造業の場合は平均の1.4倍)を超える事業であって、当該事業を行う事業所における年間の電気のご使用量が100万kWh以上であることが要件となります。

(2) 東日本大震災等により被害に遭われたお客さまに対する減免措置

次のお客さまにおかれましては、平成24年8月分(制度導入当初)から平成25年4月分まで、再生可能エネルギー発電促進賦課金が全額免除となります。

なお、太陽光発電促進付加金についても同様に全額免除となります。

- a. 東日本大震災により被害に遭われ、市町村長等から証明(罹災証明等)を受けられた場合で、当社にお申し出いただいたお客さま^(注8)
- b. 東京電力株式会社福島第一原子力発電所の事故に伴い、国が設定した警戒区域・計画的避難区域(いずれも、見直された避難指示解除準備区域、居住制限区域、帰還困難区域を含みます)^(注9)、旧緊急時避難準備区域^(注9)、特定避難勧奨地点^(注10)のお客さま

(注8) 避難先のご契約についても免除の対象となります。

(注9) 対象区域のご契約については、当社が一律免除の手続きを行いますので、お申し出は不要となります。なお、避難先のご契約については当社にお申し出が必要となります。

(注10) 特定避難勧奨地点のご契約については、当社にお申し出が必要となります。なお、避難先のご契約についても当社にお申し出が必要となります。

6. 再生可能エネルギー発電促進賦課金等のお知らせについて

再生可能エネルギー発電促進賦課金等につきましては、国による周知(チラシ配布等)にあわせ、当社におきましても、「当社の事務所」での店頭掲示、「当社ホームページ」への掲載、「電気ご使用量のお知らせ」^(注11)により、お客さまへのお知らせを予定しております。

(注11) 別紙2参照

《お問い合わせ先》

◆国（経済産業省）

資源エネルギー庁 省エネルギー・新エネルギー部 再生可能エネルギー推進室
0570-057-333

電話受付時間 9:00～20:00（土・日・祝日は除く）

PHS、IP電話からは、03-5520-5850におかけください。

ホームページは、「<http://www.enecho.meti.go.jp/saiene/>」です。

◆東北電力

東北電力コールセンターもしくは、最寄りの東北電力の支社・営業所窓口までお問い合わせください。

（東北電力コールセンター連絡先）

0120-175-466

電話受付時間／月～金 9:00～20:00（祝日・年末年始除く）

土 9:00～17:00（祝日・年末年始除く）